

就学援助制度に申請する保護者の方へ

中学校の部活動でかかる費用を 一定額を限度に補助します

就学援助制度に認定された方については、中学校で行う部活動でかかった費用を、一定額を限度（年30,150円）に補助します。詳細については、認定通知書とともにお知らせします。

部活動に加入する生徒の保護者の皆様で就学援助制度に申請している方におかれましては、以下の点をお願いいたします。

●令和4年4月以降に購入した「部活動用具のレシート・領収書等（購入金額の分かるもの）」を全て保管しておいてください。

- ※ 購入した全ての物品が対象経費となるわけではありません。
- ※ レシート・領収書等の提出方法や対象となる経費などについては、認定通知書とともに後日お知らせいたします。
- ※ 生活保護を受給中の方については、生活保護費より支給されます。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。
船橋市教育委員会学務課（TEL047-436-2852）